

総合評価方式における低入札価格調査の注意事項

(水道施設工事)

2019年（平成31年）4月

2020年（令和2年）10月9日改訂

2024年（令和6年）4月1日改訂

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

はじめに

低入札価格調査は、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定され、「公共工事の品質確保」「ダンピング防止」「下請業者へのしわよせ防止」を図ることで、地域における優良な社会資本整備と建設業界の健全な発展に資することを目的に実施するものです。

そのため、調査基準価格を下回る入札があった場合は、審査を行い、契約の内容に適合した履行確保がされないおそれがあると認める場合及び本注意事項の無効となる基準に該当した場合は、入札を無効とします。

提出書類の依頼方法

低入札価格調査対象者となった者に対して、電話及び電子メールにて依頼します。

提出書類

- ・低入札価格調査書類提出書（様式第1号）
- ・低入札価格調査制度用工事費内訳書（様式第2号）
（下請の予定がある場合は、すべての一次下請予定者の見積書（押印あり）の写し）
- ・労務賃金調書（様式第3号）

提出期限等

- ・ 福山市上下水道局が指定する日時（原則、提出依頼した日の翌日 17 時まで）に経営管理部管財契約課（本局 2 階）へ持参により提出してください。
- ・ 期限を過ぎても提出がない場合、当該入札を無効とします。
- ・ 低入札価格調査を辞退する場合は「低入札価格調査辞退届」を提出してください。

低入札価格調査制度用工事費内訳書(水道)の作成にかかる留意事項

- ・ 工事名、工事場所、入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記入し、押印すること。
（共同企業体の場合は、共同企業体の名称及び共同企業体代表者の住所を記入し、共同企業体代表者の押印が必要）
- ・ 本工事内訳書に記載されている費目・工種・種別・細別/規格・単位・数量・金額を記入すること。 （すべてもれなく記入してください）
- ・ 工事価格は、入札価格と同額であること。なお、工事価格が複数設定されている本工事内訳書においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。
- ・ 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。なお、本工事内訳書で本工事費、附帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで何箇所か工事箇所がある場合も、それぞれの箇所ごとに諸経費等を記入すること。
- ・ すべての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。
- ・ 工事費の内訳に記入されたすべての項目について、入札者及びすべての一次下請予定者の内訳を記入すること。
- ・ 一次下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とすること。
- ・ 一次下請予定者から見積を徴収した場合は、提出された見積書の内容を反映して記入し、すべての一次下請予定者の見積書（押印あり）の写しを添付すること。
- ・ 一次下請予定者が 3 者以上の場合は列を追加して記入すること。

・無効になる場合は、下記のとおりです。

- 工事名及び工事場所について、記入がない場合や記入に誤りがある場合
- 入札者の所在地・商号又は名称・代表者名に記入・押印がない場合
(工事費の内訳について)
- 本工事内訳書に記載しているすべての項目について、記入がない場合や記入に誤りがあった場合
- 本工事内訳書に記載している数量よりも不足する場合及び記入がない場合や記入に誤りがあった場合
- 本工事内訳書に記載している単位の記入がない場合や記入に誤りがあった場合
- 工事費内訳書(入札時提出用)記載の工事価格と同額でない場合
- 縦横の合計において、計算間違いがあった場合
(元請負人、一次下請負人及び見積額)
- 全ての一次下請負予定者について記載していない場合
- 下請負人の「商号・名称」について、記入がない場合や記入に誤りがあった場合
- 見積書の写しに押印がない場合
- 具体的な工種・数量を明示した見積書でない場合や数量不足の場合
- 見積書の工事価格と一致しない場合

※低入札価格調査書類提出書(エクセル)の記入例を参考に作成してください。

労務賃金調書の作成にかかる留意事項

- ・入札者及びすべての一次下請予定者について記入すること。
- ・職種欄に該当職種がない場合や一次下請予定者が6者以上の場合は行又は列を追加して記入すること。

その他の取扱い

- ・提出された低入札価格調査書類の引換え、変更又は撤回(取消)は認めません。
- ・提出された低入札価格調査書類は、返却しません。
- ・提出された低入札価格調査書類は、必要に応じ公正取引委員会及び警察に提出します。
- ・提出された低入札価格調査書類は、福山市情報公開条例に基づく開示の対象となります。